

2023年7月

e-kenet でんき ご契約者さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
(小売電気事業者登録番号 A0300)

「コミュニティでんき」電気需給約款の改定について

平素より「e-kenet でんき」の電気サービスをご利用くださり、誠にありがとうございます。

このたび、当社は、「e-kenet でんき」の約款である「コミュニティでんき」電気需給約款について、電気事業における制度変更等を反映し、改定することいたしました。つきましては、改定内容を下記のとおりお知らせいたしますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

今後とも「e-kenet でんき」をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ この改定に伴う電気料金の変更はございません。

記

1. 電気需給約款の改定内容について

「コミュニティでんき」電気需給約款について、電気事業における制度変更の反映や、業務効率化に伴う一部取り扱いの見直しをいたします。主な改定内容は次のとおりです。

- ・ 配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定
2022年4月の配電事業制度導入にともない、一般送配電事業者以外の配電事業者から電気の供給を受けるお客さまにも電気需給約款を適用するため、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。
- ・ 民法上の規定にもとづく電気需給約款等の変更に関する規定
民法548条の4(定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります。この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

- 法令名、告示名の変更の反映
再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。
- 需給契約申込時のお申し出事項の追加
電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業は「発電事業」と位置付けられたこととともない、ご契約申込時のお申出事項に、蓄電池を追加いたします。
- 契約期間の変更
契約期間について、需給契約が成立した日から料金適用開始日後 1 年目までの日とし、1 年ごとに同一条件で継続するとしていた規定を、需給契約が成立した日から廃止または解約により需給契約が消滅する日するまでへ変更します。
- 需要場所に関する託送供給等約款の規定の反映
託送供給等約款へ特例需要場所に関する要件が規定されたため、規定の内容を反映いたします。
- 需給契約の単位に関する託送供給等約款の規定の反映
託送供給等約款へ「供給および契約の単位」の例外として「複数需要場所 1 引込」が規定されたため、規定の内容を反映いたします。
- 電気需給約款の準拠法を規定
電気需給約款に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。
- その他の修正
新たな規定内容に伴い、表現の見直しや重複となる箇所の削除など、所要の修正を行います。

2. 変更時期について

2023 年 8 月 1 日付で改定し、実施いたします。

3. 改定後電気需給約款について

改定後の電気需給約款については、2023 年 7 月中に e-kenet でんき Web サイトおよびお客さまのマイページへ掲載いたします。

以上

株式会社ファミリーネット・ジャパン
コミュニティでんき・ガスお客さまセンター
電話番号 0120-829-416
受付時間 9 時～17 時
(土日祝日、年末年始を除く)